

# 新潟県道路交通法施行細則の一部改正 令和2年8月1日施行

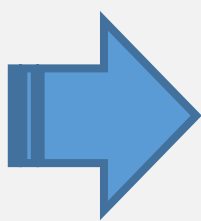


自転車の幼児用座席に  
“6歳”を迎えた園児  
を乗せることができます！

## 自転車の幼児用座席に乗車できる者の年齢制限

【現行】

6歳未満



【改正後】

小学校就学の  
始期に達する  
まで



※6歳に達する日（誕生日の前日）  
の属する年度の3月31日まで

## ★自転車の2人乗りができる場合★

- 16歳以上の運転者が幼児用座席に「小学校就学の始期に達するまでの者」1人又は2人を乗せる場合

〔※2人を乗せることができるのは、2人が同乗する  
ための特別な構造がある自転車に限られます。〕

- 16歳以上の運転者が4歳未満の幼児1人を紐等で確実に背負い、幼児用座席に「小学校就学の始期に達するまでの者」1人を乗せる場合



新潟県警察